

【災害時における栄養・食生活支援活動の手引き】

大規模災害時における栄養・食生活支援活動は行政管理栄養士・栄養士だけが行うものではなく、関係する機関、職種、支援関係者と連携して展開するものであることから、本県の「災害時栄養・食生活支援マニュアル」も自治体職員が発災直後から速やかに活動できるよう、必要となる栄養・食生活支援に関する取組全般が記載されている。

しかし、そのマニュアルだけでは、行政管理栄養士・栄養士が平時及び発災時の栄養・食生活支援活動を具体的にイメージすることが難しい現状がある。

本手引きは、災害時において行政管理栄養士・栄養士が被災住民の生命と健康を守るために、円滑に栄養・食生活支援活動を行えるよう、また、災害時に迅速に判断し行動できるよう、マニュアルだけではイメージしづらい点を補うために作成した。また、行政管理栄養士・栄養士が災害時に担う役割や栄養・食生活支援活動の内容、災害フェーズごとの活動の流れについて理解し、平常時から災害時を想定した事前準備や体制整備に取り組む際に活用できる内容とした。

【大規模災害時の行政管理栄養士・栄養士の基本的役割】

災害時の栄養・食生活支援活動において、市町村行政管理栄養士・栄養士は現場の主体である。

被災状況を最も身近に把握できる立場として、被災者の食事状況や健康課題を把握し、必要な支援の優先順位を判断し、関係部署・関係機関と連携しながら支援を調整・実施することが求められる。

県および保健所は、市町村の活動が継続できるよう、後方支援および調整を担う。

市町村行政管理栄養士は・・・災害時の栄養・食生活支援活動の主体であり、災害時の初期段階から速やかに、被災住民の栄養確保や、食事に配慮が必要な要配慮者に対してきめ細やかに対応する。そのため、平常時から栄養・食生活支援活動のための連携体制を整備することが重要である。

市町村災害対策本部と連携して被災状況を確認し、被災者の栄養・食生活に関する課題を把握し、栄養・食生活支援活動の優先順位を整理しながら、必要な活動を実施する。被災状況の把握を含め、栄養・食生活支援活動の人員が不足すると判断した場合は、管轄保健所と連携し、関係機関や団体からの支援を求める等、活動体制の確保に努める。

- ①所属内体制の把握と庁内連携
- ②被災状況の確認（情報収集）
- ③被災者の栄養・食生活に関する課題の抽出（課題分析）
- ④支援体制の確保（関係団体、保健医療チーム等の要請検討）

- ⑤保健衛生部門、食料調達部門、防災部門との連携（迅速かつ衛生的な食事支援）
- ⑥保健師・歯科衛生士など他職種と連携した保健活動（健康・栄養管理、訪問栄養相談）
- ⑦仮設住宅移行に伴う食生活の自立支援

県行政管理栄養士は・・・刻々と状況が変化する中で、常に被災地域やニーズの変化を捉え、課題の優先順位を整理し、市町村が行う栄養・食生活支援活動を継続的に支援する。また、他自治体や日本栄養士会災害支援チーム（JDA-DAT）等の支援があった場合は、支援活動全体をコーディネートすることが重要である。

被災者への食事の安定供給と避難生活における健康状態の悪化を予防するため、市町村が行う栄養・食生活支援活動が円滑に進むよう、関係機関・団体等からの管理栄養士等の派遣を含めて必要な活動を検討し、調整する。

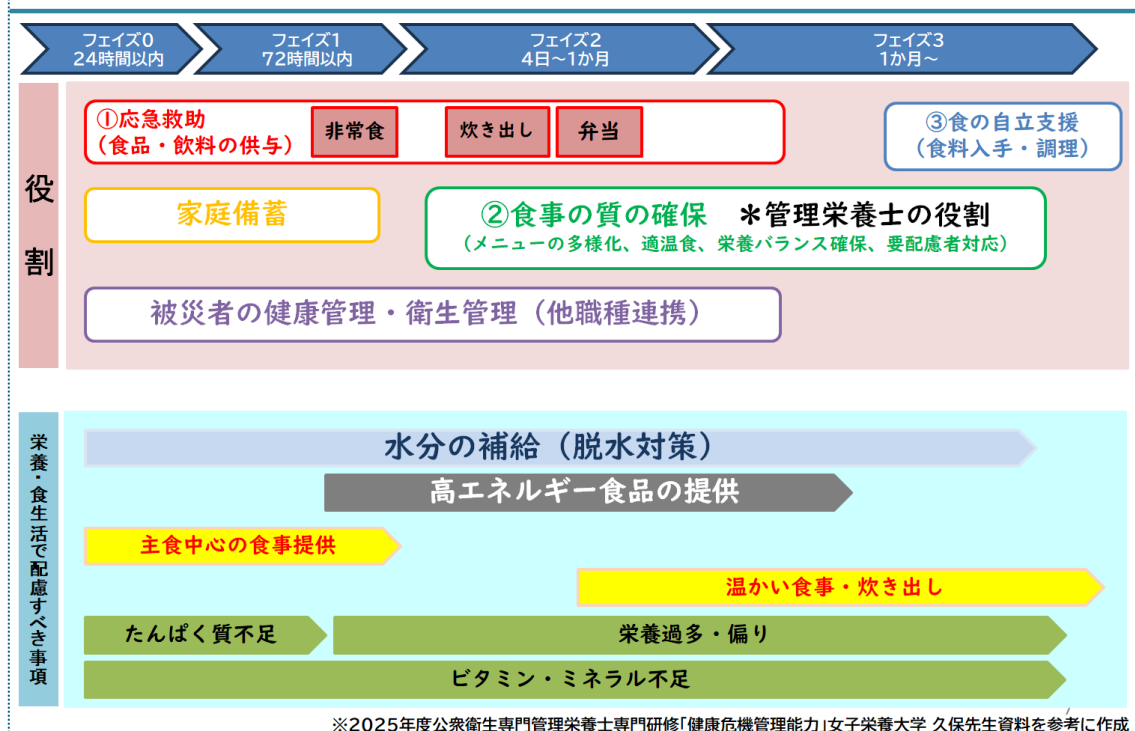
原則として、市町村の求めに応じて栄養・食生活支援活動の後方支援を行うが、大規模災害の場合は、発災直後から県外自治体等からの支援の必要性を判断し、派遣要請を行うなど、栄養・食生活支援活動体制の確保に努める。

- ①所属内体制の把握と庁内連携
- ②被災状況の確認（情報収集）
- ③市町村が行う栄養・食生活支援活動の継続支援（関係団体等との連携、情報収集、課題分析、活動実施）
- ④市町村の求めに応じた栄養・食生活支援活動の実施
- ⑤派遣調整と派遣者の総合マネジメント
- ⑥保健衛生部門、食料調達部門、防災部門との連携（迅速かつ衛生的な食事支援）
- ⑦保健師・歯科衛生士など他職種と連携した保健活動
- ⑧給食施設の情報把握、課題分析、支援

【大規模災害時の行政管理栄養士・栄養士の活動】

災害の規模が大きければ、多くの被災者が長期にわたって避難生活を送ることになる。避難生活では生活環境の悪化が避けられず、食事面においても同様である。被災地では、必要な食料・栄養の確保、「食事に配慮が必要な人」への個別栄養サポート、円滑な炊き出し運営、二次的な健康被害の予防、食の自立促進等の活動が求められ、行政管理栄養士・栄養士には、適切な栄養・食生活支援を展開するためのマネジメント業務を行う役割がある。

災害時の栄養・食生活の状況と栄養・食生活支援の役割



1 市町村

◆ 市町村に勤務する行政管理栄養士・栄養士の視点

市町村行政管理栄養士・栄養士は、災害時の栄養・食生活支援活動の主体である。避難所、在宅、車中避難等を含む被災者の全体像を早期に把握し、適切な食事提供と要配慮者対応を行うため、関係部署・関係機関と連携した具体的な支援の実施を担う。

(1) フェーズに応じた栄養・食生活支援活動

① 初動体制の確立【フェーズ0：概ね発災後24時間以内】

災害が発生した場合、各々所属の災害時対応マニュアルに従い行動し、出勤時には、当面の食料や身の回りの必需品をなるべく持参する。出勤後は、出勤できた職員及び所属長や防災担当者と支援活動に向けた体制を整える。

② 優先される栄養・食生活支援活動における課題

想定される健康・栄養課題については、フェーズの各段階で異なる。災害時に優先されるのは水分とエネルギーの確保であり、初動対策期・緊急対策期は栄養不足・欠乏症対策を優先して行う必要がある。応急対策期以降はエネルギー過剰の問題や慢性疾患の管理が必要となる。

なお、必要な栄養・食生活支援については、災害の種類（地震、水害等）や地域性、規模に応じて異なるため、必要な支援方法を事前に想定し対応を考えておく。

（２）関係者との連携体制構築

関係部署や関係機関との連携体制が平常時に構築されていない場合、災害時に栄養・食生活支援の必要性が後回しにされる恐れがあるため、平常時の準備は重要である。

① 管理栄養士・栄養士との連携

市町村内の関係部署（保健、児童、高齢、教育など）に管理栄養士・栄養士が複数配置されている又は1つの部署に複数配置されている場合は、相互に連携し、活動の役割分担を行う。

発災時の栄養・食生活支援活動を実施するにあたり、被災市町村の行政管理栄養士・栄養士は、他自治体派遣の行政管理栄養士や栄養士会災害支援チーム（JDA-DAT）とのミーティングや管内病院及び福祉施設、学校給食センターの管理栄養士等とのミーティングを定期的に行うなど、被災者の健康的な栄養・食生活の実現に向け、連携した取り組みができるよう、相談・調整窓口として、また、支援活動コーディネーターとしての役割を担うことが必要となる。

② 医師や保健師など他職種支援チームとの連携

管理栄養士・栄養士の同職種だけではなく、被災地には医師や保健師など他職種のチームも支援活動を行っており、協働して活動するうえでの課題を共有し、解決に向けての調整を行う。

③ ボランティア団体などの炊き出し支援チーム、弁当業者との連携

被災者の適正なエネルギー及び栄養量確保のために、厚生労働省が示す参照栄養量基準をもとに事前に設定した目標栄養量・食品構成を提供業者等に示すとともに、提供されている食事内容の確認を行う。

また、エネルギー及び栄養量の評価から、過不足する栄養素の補給が必要な場合は、炊き出し支援チーム又は弁当業者に対し、改善に向けた助言を行う。特に、食物アレルギーを持つ要配慮者への食事提供は、調理時の食材混入に十分注意し、提供時には使用食材に関する情報提供を行う。

なお、炊き出しなどの大量調理は、食事を担当する被災者の負担となるため、炊き出しや弁当の献立作成等を被災地外の後方支援チーム（大学、国立健康・栄養研究所など）が担い、被災自治体や業者に提供するという方法もある。

(3) 避難所等での食事提供にかかる適切な栄養管理

① 備蓄食品、支援物資、弁当、炊き出しなど提供状況の把握

災害に際して、応急的に必要な救助のひとつに「炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給」がある（災害救助法第4条）。

避難所等での食事提供は、備蓄食品や支援物資による提供や炊き出しの提供、弁当の提供等、市町村によって対応が異なるので、被災市町村の地域防災計画を踏まえ、市町村災害対策本部又は物資・食料調達部門と連携のもと支援する。

食品の給与に際し、政府のプッシュ型支援も行われるが、被災者のニーズにあった食料が手配されるよう、「避難所食事状況調査票」の結果を活用し、不足又は必要な食料について市町村災害対策本部又は食料調達部門と連携のもと把握し、本庁担当課へ迅速に伝える。

食事を提供する形態も食事状況の改善に関わってくることから、発災時には弁当の提供を早め、加えて炊き出し、配給を柔軟に組み合わせて食事を提供することが重要と考えられる。

また、避難所では、とくに汁物などの温かい食事が求められる。避難所での生活が長期化していく上で食事に対する満足度は重要な問題であり、温かい食事を提供することは被災者への栄養面だけでなく精神面でも重要な役割を示す。限られた物資の中で、このような食事提供を行うには行政管理栄養士・栄養士の役割が重要である。行政管理栄養士・栄養士が速やかに JDA-DAT 等の受け入れを行うことで、被災地における適切な栄養・食生活支援活動が可能となる。

避難所閉鎖後には、被災者は自ら調理を行うこととなるため、栄養バランスのとれた食事に関する啓発が必要である。

② 支援物資の受け入れと分配

市町村行政管理栄養士・栄養士は、支援物資の内容を把握し、市町村災害対策本部または物資・食料調達部門と連携のもと、栄養的な視点から不足する支援物資を要請する。

また、避難所で提供する食事の摂取が困難な要配慮者のために、特殊栄養食品等の食料を調達する。調達要請は本庁に行い、必要に応じて、JDA-DAT の協力による「特殊栄養食品ステーション」設置を要請する。

さらに、避難者の仮設住宅への移行に向け、食事や物資の提供から、自己調達へと促すために、食環境の整備と併せて食の自立を支援する。

③ 提供食の食事調査・評価

必要なエネルギー及び栄養量を確保し、安定的に食事提供を行うため、厚生労働省は食事摂取基準を活用して、避難所における食事提供の計画や評価をする際に目標とすべきエネルギー及び栄養量を公表している。

避難所生活の長期化が予測される場合は、栄養バランスのとれた食事の提供が必

要となるため、提供されている食事内容の確認を行い、過不足する栄養素を分析し、市町村災害対策本部又は食料調達部門と連携し、本庁担当課へ迅速に物資を要請する。

なお、この栄養の参照量を満たすためには、主菜または副菜のどちらか一方でも、おかずとして避難所で提供することが有効であり、主菜や副菜を増やすためには、炊き出しの回数を増やすことが重要である。弁当と炊き出しを組み合わせることで、弁当により魚介類を、炊き出しより野菜類の提供量を増やすことが可能となり、被災者の愁訴の軽減につながる可能性が期待される。さらに、おかずを増やすことが栄養バランスの改善につながることから、おかずを1品追加して提供することや、野菜ジュースを合わせて提供することも改善策として望まれる。

一方、発災後の経過時間が短い場合はエネルギー提供量が多くなることについて有用性があるものの、避難生活の長期化によって体重やメタボリックシンドローム該当者の増加が報告されていることから、エネルギー過多への対応も必要となる。

④ 避難所格差の是正

避難所確保を是正するためには、①電気・ガス・水道を復旧させ調理可能な環境を整備すること、②避難所規模を大きくしすぎないこと、③食事を提供する体制(回数・量・質)を整えることが重要である。

また、大規模災害では、多くの住民が避難所だけでなく、自宅や車中泊、野外等、様々な場所で避難する状況が見られることから、避難者の所在と支援ニーズの全体像を迅速に把握する必要がある。

さらに、地域の量販店等の復旧状況を踏まえ、被災者に対し、必要に応じて、適切なエネルギー及び栄養量確保のために補充したい食品の購入等について助言を行う。

(4) 要配慮者対策

① 要配慮者の情報把握

各避難所の要配慮者について、保健師等と連携し、市町村担当課や避難所から情報を把握する。

② 提供食の喫食状況把握と必要な食品確保・提供

要配慮者に適した食事が提供できているのか、避難所から情報を把握する。備蓄食品や支援物資の中から、要配慮者に適した食品がないか確認し、不足する場合は、企業など物資提供協定先、管轄保健所を通じて本庁健康増進課へ迅速に物資を要請する。必要であれば、「特殊栄養食品ステーション」の設置を依頼する。

特に、アレルギー疾患患者に対しては、本人又は家族が提供食にアレルギー食品が含まれているのか確認できるよう、献立や使用されている原材料の情報提供方法について、市町村担当課及び避難所運営責任者と協議し、提供方法を確認する。

炊き出し又は弁当等の提供においても、調理を担当する業者や団体に対し、調理段階

で原因食品の混入や加工食品の原因食品の確認、配膳ミスを防ぐ方法について指示する。

③ 要配慮者への栄養・食生活支援

食物アレルギー疾患患者が、アレルギー原因食品が除去された食事を摂取することで、栄養量が不足する可能性がある場合は代替食品の摂取について助言する。

また、疾患により食事制限がある避難者に対しては、医師の指示のもと避難生活での食事のとり方について助言し、個別支援結果を栄養・食生活相談票に記録する。医師や保健師等と連携することにより、食欲、睡眠、疲労、排便など生活状況や、必要な食事療法が実施されているかを確認する。

疾患をもつ被災者が自己の身体と疾病に応じた食事療法を継続できるよう、本人の疾病改善意欲を高め、自立できるよう助言する。

④ 要配慮者の食事調査と栄養量評価

避難生活の長期化が予測される場合は、栄養バランスのとれた食事の提供が必要となるため、提供されている食事内容の確認を行い、エネルギー及び栄養量の評価をもとに、過不足する栄養素の補給が必要である。

(5) 食中毒・感染症対策

トイレ、手洗い設備、消毒液など衛生物品配置の現状を把握し、必要な物品を確保するとともに、手洗い、消毒、マスク着用の普及啓発を行う。

また、避難所等での食事提供の際には、食中毒・感染症予防の観点から、配食を担当するスタッフや炊き出し等の調理従事者に対し、自己衛生チェック表の記載を促す。

さらに、食品衛生監視員や保健師等と連携し、配給物資や弁当など食事の衛生管理状況の把握と指導、炊き出し献立の事前確認や炊き出しの衛生管理状況の把握と指導などを行う。

(6) 通常業務再開の調整

発災時は支援活動を優先して取り組むことになるが、平常時の市町村保健事業において、中止または延期ができない事業をピックアップし、実施方法について検討する。

また、延期を決めた事業についても、いつからどのように再開するのか、再開計画をたてる必要がある。

なお、派遣管理栄養士等に災害に伴う支援活動を要請し、被災市町村の行政管理栄養士・栄養士は通常業務の実施及び再開ができるように役割分担をすることが望ましい。

(7) 受援体制の整備

被災市町村及び管轄保健所の管理栄養士・栄養士だけでは十分な活動ができないと判断した場合は、積極的に管轄保健所を介して、本庁健康増進課に派遣を要請すること

が重要である。

被災市町村においては、関係団体等による多様な支援活動が行われ、全体の活動や活動上の課題などを共有・解決することを目的とした連絡会議が開催されており、その会議を通して、市町村・県災害対策本部や他部署との連絡調整を進めていく。

また、支援活動時は、共通様式の使用により全体把握や共通認識が図られ、情報の収集や分析、課題の抽出が容易となるため、定期的に派遣者とミーティングを行い、様式の記入方法や内容についても協議を行う。被災市町村の行政管理栄養士・栄養士は、派遣者の活動を定期的にまとめ、派遣期間や活動の役割分担について臨機応変に対応する。

発災後の時間経過に伴い、他の自治体から派遣される支援チームは減少していくため、支援活動（業務）の縮小と、派遣終了を見据えた引継ぎについても視野に入れ、栄養業務計画を作成するなど活動内容を調整していく。

（８）平常時の備え

① 現状把握と体制整備

市町村地域防災計画に栄養・食生活支援活動を位置づけ、被災者の栄養確保のためのさまざまな活動内容及び担当者の役割を明確にしておくことが重要である。そのため、防災担当課や関係課と連携し、必要性を検討する。

市町村行政管理栄養士・栄養士の災害時の役割についても確認し、栄養・食生活支援活動に関われるように調整をしておく。

② 備蓄食料等の確保

市町村災害対策物資の備蓄食料等の種類、数量、保管場所、輸送体制等を防災担当課や関係課と検討し、災害時に速やかに食料が供給できるよう把握しておくことが重要である。また、必要に応じて種類や数量の見直し等の意見を防災担当者に伝える。

食事の配慮が必要な人の備蓄食料について、防災担当課や関係課と必要性を協議し、必要に応じて取扱い業者を把握しておく。

企業や団体、他の自治体と締結されている災害時の食料提供について協定内容を把握しておく。

③ 炊き出し体制の整備

被災状況に応じて、市町村が主体で行う場合（学校給食施設で実施、ボランティアに依頼して実施）、一般のボランティアの炊き出しを受け入れる場合、自衛隊を要請する場合等が想定されるため、体制を検討しておく。

1日3食、7日分程度の炊き出し用標準献立、食品構成表等を作成し、食材をすぐに発注できるように数量をあらかじめ試算しておく。また、緊急時に対応できる弁当業者を把握しておき、同様に試算する。

④ 要配慮者の把握と支援体制の整備

災害時に迅速な対応をするために要配慮者のリストアップが必要である。通常業務での把握や既存台帳の活用など対象者の把握を関係職員や関係課と検討し把握しておく。

⑤ 住民への普及啓発

大規模災害時には、行政が機能するまでに時間を要することが予測される。一般家庭では、家族の3日分程度の備蓄食料や非常持ち出し食品等の備えが必要である。保健活動や広報、ホームページ、リーフレット、自主防災会等を活用し啓発及び周知する。特に災害時要配慮者のいる家庭に対しては、自助の必要性を周知する。

⑥ 自衛隊との連携

隊区担当部隊の支援能力等を事前に把握して、給食支援内容(①炊き出し用の献立の準備、②材料の調達方法等のリストアップ等、③調達方法、調理方法、衛生管理等)を具体化しておく。

2 県型保健所

◆ 保健所に勤務する管理栄養士の視点

保健所管理栄養士は、管内市町村の課題や食事提供の進捗を把握し、支援の偏りや不足を調整する役割を担う。市町村からの相談対応、応援管理栄養士・栄養士の配置調整、食事状況調査や衛生管理に関する技術的支援を行う。

(1) フェーズに応じた栄養・食生活支援活動

① 初動体制の確立【フェーズ0：概ね発災後24時間以内】

災害が発生した場合、各々所属の災害時対応マニュアルに従い行動し、出勤時には、当面の食料や身の回りの必需品をなるべく持参する。出勤後は、出勤できた職員及び所属長や防災担当者と支援活動に向けた体制を整える。

② 優先される栄養・食生活支援活動における課題

想定される健康・栄養課題については、フェーズの各段階で異なる。災害時に優先されるのは水分とエネルギーの確保であり、初動対策期・緊急対策期は栄養不足・欠乏症対策を優先して行う必要がある。応急対策期以降はエネルギー過剰の問題や慢性疾患の管理が必要となる。

なお、必要な栄養・食生活支援については、災害の種類(地震、水害等)や地域性、規模に応じて異なるため、必要な支援方法を事前に想定し対応を考えておく。

(2) 関係者との連携体制構築

① 管理栄養士・栄養士との連携支援

発災時の栄養・食生活支援活動を実施するにあたり、被災者の健康的な栄養・食生活の実現に向け、市町村行政管理栄養士・栄養士が、他自治体派遣の行政管理栄養士や栄養士会災害支援チーム（JDA-DAT）、管内病院及び福祉施設、学校給食センターの管理栄養士等と連携した取組ができるようミーティングの開催調整を行う

② 医師や保健師など他職種支援チームとの連携

管理栄養士・栄養士の同職種だけではなく、被災地には医師や保健師など他職種のチームも支援活動を行っており、協働して活動するうえでの課題を共有し、解決に向けての調整を行う。

③ ボランティア団体などの炊き出し支援チーム、弁当業者との連携支援

被災者の適正なエネルギー及び栄養量確保のために、厚生労働省が示す参照栄養量基準をもとに事前に設定した目標栄養量・食品構成を提供業者等に示すとともに、管内市町村で提供されている食事内容の確認を行う。

また、エネルギー及び栄養量の評価から、過不足する栄養素の補給が必要な場合は、市町村に対し、改善に向けた助言を行う。特に、食物アレルギーを持つ要配慮者への食事提供は、調理時の食材混入に十分注意し、提供時には使用食材に関する情報提供を得るよう支援する。

(3) **避難所等での食事提供にかかる適切な栄養管理**

① 備蓄食品、支援物資、弁当、炊き出しなど提供状況の把握

災害に際して、応急的に必要な救助のひとつに「炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給」がある（災害救助法第4条）。

避難所等での食事提供は、備蓄食品や支援物資による提供や炊き出しの提供、弁当の提供等、市町村によって対応が異なるので、被災市町村の地域防災計画を踏まえ、必要な助言を行う。

食品の給与に際し、政府のプッシュ型支援も行われるが、被災者のニーズにあった食料が手配されるよう、「避難所食事状況調査票」の結果を活用し、不足又は必要な食料について把握しておく。

食事を提供する形態も食事状況の改善に関わってくることから、発災時には弁当の提供を早め、加えて炊き出し、配給を柔軟に組み合わせて食事を提供することが重要と考えられる。

また、避難所では、とくに汁物などの温かい食事が求められる。避難所での生活が長期化していく上で食事に対する満足度は重要な問題であり、温かい食事を提供することは被災者への栄養面だけでなく精神面でも重要な役割を示す。限られた物資の中で、このような食事提供を行うには行政管理栄養士・栄養士の役割が重要である。行政管理栄養士・栄養士が速やかに JDA-DAT 等の受け入れを行うことで、被災地における適切な栄養・食生活支援活動が可能となる。

避難所閉鎖後には、被災者は自ら調理を行うこととなるため、栄養バランスのとれた食事に関する啓発が必要である。

② 支援物資の受け入れと分配

保健所管理栄養士は、支援物資の内容を把握し、栄養的な視点から不足する支援物資を把握する。

また、避難所で提供する食事の摂取が困難な要配慮者のために、特殊栄養食品等の調達先を把握する。必要に応じて、JDA-DAT の協力による「特殊栄養食品ステーション」設置を視野に入れておく。

さらに、避難者の仮設住宅への移行に向け、食事や物資の提供から、自己調達へと促すために、食環境の整備に向けた働きかけを行う。

③ 提供食の食事調査・評価

必要なエネルギー及び栄養量を確保し、安定的に食事提供を行うため、厚生労働省は食事摂取基準を活用して、避難所における食事提供の計画や評価をする際に目標とすべきエネルギー及び栄養量を公表している。

避難所生活の長期化が予測される場合は、栄養バランスのとれた食事の提供が必要となるため、提供されている食事内容の確認を行い、過不足する栄養素を分析し、市町村災害対策本部又は食料調達部門からの相談に対応する。

弁当と炊き出しを組み合わせて提供することで、弁当により魚介類を、炊き出しより野菜類の提供量を増やすことが可能となり、被災者の愁訴の軽減につながる可能性が期待される。さらに、おかずを増やすことが栄養バランスの改善につながることから、おかずを1品追加して提供することや、野菜ジュースを合わせて提供することも改善策として望まれる。

一方、発災後の経過時間が短い場合はエネルギー提供量が多くなることについて有用性があるものの、避難生活の長期化によって体重やメタボリックシンドローム該当者の増加が報告されていることから、エネルギー過多への対応も必要となる。

④ 避難所格差の是正

避難所格差を是正するためには、①電気・ガス・水道を復旧させ調理可能な環境を整備すること、②避難所規模を大きくしすぎないこと、③食事を提供する体制（回数・量・質）を整えることが重要である。

また、大規模災害では、多くの住民が避難所だけでなく、自宅や車中泊、野外等、様々な場所で避難する状況が見られることから、避難者の所在と支援ニーズの全体像を迅速に把握する必要がある。

さらに、地域の量販店等の復旧状況を踏まえ、必要に応じて、適切なエネルギー及び栄養量確保のために補充したい食品の購入等について情報を収集しておく。

(4) 要配慮者対策

避難生活の長期化が予測される場合は、栄養バランスのとれた食事の提供が必要となるため、提供されている食事内容の確認を行い、エネルギー及び栄養量の評価をもとに、過不足する栄養素の補給が必要である。

(5) 食中毒・感染症対策

トイレ、手洗い設備、消毒液など衛生物品配置の現状を把握し、必要な物品を確保するとともに、手洗い、消毒、マスク着用の普及啓発を行う。

また、避難所等での食事提供の際には、食中毒・感染症予防の観点から、配食を担当するスタッフや炊き出し等の調理従事者に対し、自己衛生チェック表の記載を促す。

さらに、食品衛生監視員や保健師等と連携し、配給物資や弁当など食事の衛生管理状況の把握と指導、炊き出し献立の事前確認や炊き出しの衛生管理状況の把握と指導などを行う。

(6) 通常業務再開の調整

発災時は支援活動を優先して取り組むことになるが、平常時の保健所業務において、中止または延期ができない事業をピックアップし、実施方法について検討する。また、延期を決めた事業についても、いつからどのように再開するのか、再開計画をたてる必要がある。

なお、被災市町村の管轄保健所の管理栄養士は、派遣管理栄養士等に災害に伴う支援活動を要請し、被災市町村の通常業務の実施及び再開について支援することが望ましい。

(7) 受援体制の整備

被災市町村及び管轄保健所の管理栄養士・栄養士だけでは十分な活動ができないと判断した場合は、本庁健康増進課に派遣を要請することが重要である。ライフライン被害により、被災市町村からの受援ニーズが十分把握できない場合は、管轄保健所は速やかに現地を調査し、必要に応じて、受援要請を行う。

被災市町村においては、関係団体等による多様な支援活動が行われ、全体の活動や活動上の課題などを共有・解決することを目的とした連絡会議が開催されており、その会議を通して、市町村・県災害対策本部や他部署との連絡調整を進めていく。

また、支援活動時は、共通様式の使用により全体把握や共通認識が図られ、情報の収集や分析、課題の抽出が容易となるため、派遣者を行うミーティングの開催を調整する。被災市町村を管轄する保健所の管理栄養士は、派遣者の活動を定期的にまとめ、派遣期間や活動の役割分担について検討しておく。

発災後の時間経過に伴い、他の自治体から派遣される支援チームは減少していくた

め、支援活動（業務）の縮小と、派遣終了を見据えた引継ぎについても視野に入れ、栄養業務計画の作成支援を行うなど活動内容を整理しておく。

（８）給食施設支援

① 施設の被災状況と給食提供状況の把握

医療機関の損壊及び復旧等の被害状況の収集については、広域災害・救急医療情報システム（EMIS）で把握し、必要に応じて入力（代行入力）を行う。医療機関以外の施設の被害状況の収集は関係課との連携のもと把握する。

また、施設被害や調理従事者確保状況などから、継続的な給食提供が可能であるか否かについても把握する。ライフラインや厨房設備に被害があった施設に対しては、食中毒防止対策のため、食事提供時の衛生管理や食事内容、および給食再開に向けた助言指導を、食品衛生監視員等関係職種と連携して計画的に行う。

さらに、被災していない給食施設に対しては、必要に応じ、被災者の食支援のための炊き出しや要配慮者向けの食事提供等の支援要請を行う。

② 給食提供困難施設への支援調整

災害時における給食施設に対する支援活動は、1日3食提供している施設を優先に行う。継続的な給食提供が困難となり、被災した施設から支援の要請があった場合は、管内の他施設に対して食料や調理従事者等の支援依頼や調整を行う。

管内の施設間で支援が行えない場合は、県・市町村災害対策本部及び本庁と調整する。

（９）平常時の備え

① 現状把握と体制整備

「山梨県地域防災計画」、「山梨県災害時保健医療福祉調整本部活動マニュアル」等における保健衛生対策及び栄養指導対策、保健活動の整備状況等を確認し、関係機関等（民間企業含む。）における備蓄状況等の食料供給体制についても把握し、必要な情報は市町村と共有する。

② 保健所内の協力体制整備

所内（課内）で災害時の対応マニュアルに沿った活動ができるよう、必要事項の周知、各種帳簿類を整理しておく。

③ 市町村及び関係機関等との連携体制の整備

地域特性や地域コミュニティ等の状況、給食施設の状況、栄養・食生活支援が期待できる企業の有無、地理的条件及び市町村管理栄養士・栄養士との連携は重要である。

また、災害時に必要な人的、物的要請を、必要な部署に伝えることができるよう、平常時から連携体制を整備することが大切である（関係機関、給食施設、栄養・食生活支援が期待できる企業等）。

④ 要配慮者の把握と支援体制の整備

災害時に迅速な対応をするために、市町村における要配慮者の把握方法について相

互に連携を図り、確認しておく。

また、医療機関、災害拠点病院、福祉避難所、福祉施設等給食施設の被災者の受け入れ体制についても把握する。

⑤ 人材育成・普及啓発

管内管理栄養士・栄養士の資質の向上を図るため、市町村、給食施設、地域活動の管理栄養士・栄養士を対象に役割分担と連携について、災害時に備えた研修会等を開催する。また、山梨県災害時の栄養・食生活支援マニュアル等を周知する。

⑥ 関係機関・団体等への啓発

関係機関・団体、栄養・食生活支援が期待できる企業等と連携体制が継続できるよう検討会等を実施する。

⑦ 県民への普及啓発

各種研修会、出前講座、広報、ホームページ、リーフレット等を活用し、県民へ備蓄食品や非常持ち出し食品等の備えについて普及啓発する。

特に、災害時要援護者がいる家庭に対して、家庭における食料備蓄、3日間程度を備蓄するように喚起する。

⑧ 特定給食施設等への指導、支援

給食施設は災害時も原則自己完結で喫食者に継続した食事の提供が求められる。自助で3日間程度乗り切るための災害時給食提供マニュアルや備蓄食料・物品、連携体制等、平常時からの体制整備について現状を把握し、指導及び助言を行う。

また、給食施設間相互の協力体制が図れるように、給食施設管理者や栄養管理者を対象とした研修会等を開催し、給食施設のネットワークづくりを進める。

1 県（健康増進課）

◆ 県（本庁・健康増進課）に勤務する管理栄養士の視点

本庁管理栄養士は、市町村と保健所の状況を把握し、市町村および保健所の栄養・食生活支援活動が継続的に実施されるよう体制整備と調整を担う。派遣要請の判断、受援体制の構築、要配慮者用食品を含む食料確保の方針整理が主な役割である。

（1）フェーズに応じた栄養・食生活支援活動

① 初動体制の確立【フェーズ0：概ね発災後24時間以内】

災害が発生した場合、各々所属の災害時対応マニュアルに従い行動し、出勤時には、当面の食料や身の回りの必需品をなるべく持参する。出勤後は、出勤できた職員及び所属長や防災担当者と支援活動に向けた体制を整える。

② 優先される栄養・食生活支援活動における課題

想定される健康・栄養課題については、フェーズの各段階で異なる。災害時に優先さ

れるのは水分とエネルギーの確保であり、初動対策期・緊急対策期は栄養不足・欠乏症対策を優先して行う必要がある。応急対策期以降はエネルギー過剰の問題や慢性疾患の管理が必要となる。

なお、必要な栄養・食生活支援については、災害の種類（地震、水害等）や地域性、規模に応じて異なるため、必要な支援方法を事前に想定し対応を考えておく。

（２）関係者との連携体制構築

① 管理栄養士・栄養士との連携

発災時の栄養・食生活支援活動を実施するにあたり、被災者の健康的な栄養・食生活の実現に向け、連携した取り組みができるよう、相談・調整窓口として、また、支援活動コーディネーターとしての役割を担うことが必要となる。

② 医師や保健師など他職種支援チームとの連携

管理栄養士・栄養士の同職種だけではなく、被災地には医師や保健師など他職種のチームも支援活動を行っており、協働して活動するうえでの課題を共有し、解決に向けての調整を行う。

③ ボランティア団体などの炊き出し支援チーム、弁当業者との連携

被災者の適正なエネルギー及び栄養量確保のために、厚生労働省が示す参照栄養量基準をもとに事前に設定した目標栄養量・食品構成を提供業者等に示すとともに、提供されている食事内容の確認を行う。

炊き出しや弁当の献立作成等を被災地外の後方支援チーム（大学、国立健康・栄養研究所など）が担い、被災自治体や業者に提供するという方法もある。

（３）避難所等での食事提供にかかる適切な栄養管理

① 備蓄食品、支援物資、弁当、炊き出しなど提供状況の把握

災害に際して、応急的に必要な救助のひとつに「炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給」がある（災害救助法第４条）。

避難所等での食事提供は、備蓄食品や支援物資による提供や炊き出しの提供、弁当の提供等、市町村によって対応が異なるので、被災市町村の地域防災計画を踏まえ、市町村災害対策本部又は物資・食料調達部門と連携のもと支援する。

食品の給与に際し、政府のプッシュ型支援も行われるが、被災者のニーズにあった食料が手配されるよう調整する。

食事を提供する形態も食事状況の改善に関わってくることから、発災時には弁当の提供を早め、加えて炊き出し、配給を柔軟に組み合わせて食事を提供することが重要と考えられる。

また、避難所では、とくに汁物などの温かい食事が求められる。避難所での生活が長期化していく上で食事に対する満足度は重要な問題であり、温かい食事を提供す

ることは被災者への栄養面だけでなく精神面でも重要な役割を示す。限られた物資の中で、このような食事提供を行うには行政管理栄養士・栄養士の役割が重要である。行政管理栄養士・栄養士が速やかに JDA-DAT 等の受け入れを行うことで、被災地における適切な栄養・食生活支援活動が可能となる。

避難所閉鎖後には、被災者は自ら調理を行うこととなるため、栄養バランスのとれた食事に関する啓発が必要である。

② 支援物資の受け入れと分配

本庁管理栄養士は、支援物資の内容を把握し、物資・食料調達部門と連携のもと、栄養的な視点から不足する支援物資を要請状況を確認する。

また、避難所で提供する食事の摂取が困難な要配慮者のために、特殊栄養食品等の食料を調達する。必要に応じて、JDA-DAT の協力による「特殊栄養食品ステーション」設置を要請する。

さらに、避難者の仮設住宅への移行に向け、食事や物資の提供から、自己調達へと促すために、食環境の整備と併せて食の自立を支援する。

③ 提供食の食事調査・評価

必要なエネルギー及び栄養量を確保し、安定的に食事提供を行うため、厚生労働省は食事摂取基準を活用して、避難所における食事提供の計画や評価をする際に目標とすべきエネルギー及び栄養量を公表している。

避難所生活の長期化が予測される場合は、栄養バランスのとれた食事の提供が必要となるため、被災市町村等から要請された物資の手配・調整を検討する。

発災後の経過時間が短い場合はエネルギー提供量が多くなることについて有用性があるものの、避難生活の長期化によって体重やメタボリックシンドローム該当者の増加が報告されていることから、エネルギー過多への対応も必要となる。

④ 避難所格差の是正

避難所確保を是正するためには、①電気・ガス・水道を復旧させ調理可能な環境を整備すること、②避難所規模を大きくしすぎないこと、③食事を提供する体制(回数・量・質)を整えることが重要である。

また、大規模災害では、多くの住民が避難所だけでなく、自宅や車中泊、野外等、様々な場所で避難する状況が見られることから、避難者の所在と支援ニーズの全体像を迅速に把握する必要がある。

さらに、地域の量販店等の復旧状況を踏まえ、必要に応じて、適切なエネルギー及び栄養量確保のために補充したい食品の購入等について情報を収集しておく。

(4) **要配慮者対策**

避難生活の長期化が予測される場合は、栄養バランスのとれた食事の提供が必要となるため、提供されている食事内容の確認を行い、エネルギー及び栄養量の評価をもと

に、過不足する栄養素の補給が必要である。

(5) 食中毒・感染症対策

トイレ、手洗い設備、消毒液など衛生物品配置の現状を把握し、必要な物品を確保するとともに、手洗い、消毒、マスク着用の普及啓発を行う。

また、避難所等での食事提供の際には、食中毒・感染症予防の観点から、配食を担当するスタッフや炊き出し等の調理従事者に対し、自己衛生チェック表の記載を促す。

さらに、食品衛生監視員や保健師等と連携し、配給物資や弁当など食事の衛生管理状況の把握と指導、炊き出し献立の事前確認や炊き出しの衛生管理状況の把握と指導などを行う。

(6) 通常業務再開の調整

発災時は支援活動を優先して取り組むことになるが、平常時の市町村保健事業又は保健所業務において、中止または延期ができない事業をピックアップし、実施方法について検討する。また、延期を決めた事業についても、いつからどのように再開するのか、再開計画をたてる必要がある。

なお、災害に伴う支援活動について派遣管理栄養士等の要請をうけた場合、調整を行う。

(7) 受援体制の整備

被災市町村及び管轄保健所の管理栄養士だけでは十分な活動ができないと判断され、本庁健康増進課に派遣要請されるため、受け入れ調整、受け入れ調整を行う。

被災市町村で開催される会議を通して、市町村・県災害対策本部や他部署との連絡調整を進めていく。また、支援活動時は、共通様式の使用により全体把握や共通認識が図られ、情報の収集や分析、課題の抽出が容易となるため、定期的に派遣者とミーティングを行い、様式の記入方法や内容についても協議を行う。被災市町村の行政管理栄養士・栄養士は、派遣者の活動を定期的にまとめ、派遣期間や活動の役割分担について臨機応変に対応する。

発災後の時間経過に伴い、他の自治体から派遣される支援チームは減少していくため、支援活動（業務）の縮小と、派遣終了を見据えた引継ぎについても視野に入れ、栄養業務計画を作成するなど活動内容を調整していく。

(8) 平常時の備え

①「山梨県災害時の栄養・食生活支援マニュアル」の整備

県庁内関係課や関係団体等と連携し、栄養・食生活支援活動体制の調整や帳票等の整備を行う。

「山梨県地域防災計画」、「山梨県災害時保健医療福祉調整本部活動マニュアル」等における保健衛生対策及び栄養指導対策との整合性を図る。

② 食料供給体制の整備

食料供給担当部署と連携して、供給内容や供給元、必要供給量についての把握や必要に応じて提案を行う。

栄養補助食品等の物資支援可能団体をリストアップし、支援依頼のルートや方法を確認しておく（市町村、給食施設からの支援要請時に活用）。

③ 人材育成・普及啓発

市町村及び保健所職員の資質向上を図るため、市町村及び保健所の栄養・食生活支援活動担当に対して、災害時の役割について、マニュアルに沿った研修会の開催や、マニュアル等の周知及び活用を推進する。

④ 関係機関・団体等への啓発

山梨県栄養士会、山梨県食生活改善推進員連絡協議会、食生活支援が期待できる企業等に対し、災害時栄養・食生活支援体制について平常時からの情報共有や意見交換を行い、連携体制の構築を図るとともに、危機管理に対する意識づけを繰り返し行い、マニュアルを周知する。

⑤ 県民への普及啓発

各種研修会、出前講座、広報、ホームページ、リーフレット等を活用し、県民へ備蓄食品や非常持ち出し食品等の備えについて普及啓発する。

特に、災害時要配慮者がいる家庭に対して、家庭における食料備蓄、3日間程度の食料等の備蓄するように喚起する。

⑥ 管理栄養士の応援・派遣体制の整備

災害規模によって、管理栄養士の応援・派遣を要請する際の受入れ体制や関係機関の役割を明確にしておく。

派遣に必要な物品、記録用紙等について準備しておく。

被災地への派遣を想定し、年度初めに2班までの派遣管理栄養士を人選しておく。

⑦ 特定給食施設等への指導、支援

給食施設は災害時も原則自己完結で喫食者に継続した食事の提供が求められる。自助で3日間程度乗り切るための災害時給食提供マニュアルや備蓄食料・物品、連携体制等、平常時からの体制整備について、保健所が現状を把握し、必要に応じて指導、助言を行うことが出来るよう指導体制の構築を図る。

困った時は、ここを見て！

大規模災害時の栄養・食生活支援体制	マニュアル参照ページ
1. 災害救助法について知りたい	P. 3-1(第3章1)
2. 炊き出しその他による食品の給与の留意事項が知りたい	P. 3-2(第3章1図3)
3. JDA-DAT 山梨について知りたい	P. 3-6, 4-5(第3章4, 第4章2)
平常時の備え	
4. 要配慮者への食事提供に関することを知りたい	P. 5-7 (第5章2)
5. 食糧確保や炊き出しについて知りたい	P. 2-3, 5-11~12(第2章1, 第5章3)
6. 関係部署、関係機関・団体との連携方法を知りたい	P. 3-5~8, 4-10(第3章3-4, 第4章3)
7. 栄養士の派遣依頼計画(受援業務内容)を知りたい	P. 4-4~6(第4章2(2))
8. 家庭備蓄の普及啓発や給食施設への対応方法を知りたい	P. 5-11~12(第5章2)
災害時の活動	
9. 発災後の時間経過に伴う食支援活動について知りたい	P. 5-1~16(第5章1, 3)
10. 被災情報の収集・発信方法を知りたい	P. 3-3, 4(第3章2)
11. 避難所での食事提供にかかる栄養管理の方法を知りたい	P. 5-4~16(第5章3)
12. 提供されている食事の評価について知りたい	P. 5-5, 5-12~13(第5章2, 3)
13. 要配慮者への栄養・食生活支援活動について知りたい	P. 5-9~13, 16(第5章3)
14. 炊き出しを実施する時の衛生管理について知りたい	P. 5-2~16(第5章3)
15. 他自治体栄養士から応援を受ける場合の準備内容を知りたい	P. 4-8~10(第4章3)
16. 被災地へ派遣される場合の心構えや準備内容を知りたい	P. 4-10~11(第4章4)